

# 中国における環境紛争の現状

櫻井次郎

## 1. はじめに

鄧小平による改革開放政策は、中華人民共和国の経済を急速に発展させたが、深刻な環境悪化という副産物ももたらした。その改革開放政策が本格的に始まる以前、1978年3月に改正された中華人民共和国憲法には、すでに「国は環境および自然資源を保護し、汚染およびその他の公害を防止する」（11条3項）という条文が新たに追加されていた。憲法で環境保護に関する国の責務が条文化されると、1979年には環境保護法（暫定）が制定され、さらに1980年代には水污染防治法、大気污染防治法などの特別法が整備されていった。

このように、中国では急速な工業化と経済発展が本格的に始まる前に、憲法に環境保護の条文が盛り込まれ、環境保護を目的とする立法もなされていたにもかかわらず、工業化と経済発展に伴う環境悪化を止めることはできなかった。政府主導の規制に頼るガバナンスの問題点についてはすでに指摘されてきたが<sup>1</sup>、現地で実際に行われている取組みとその運用状況についてはまだ十分な情報が得られていない。

公害現場の状況については、ファン・ローエイらが現地での実地調査に基づき、中国の大部分の公害被害者が「見舞金の罠」（the compensation's trap）に嵌っていると指摘している<sup>2</sup>。ファン・ローエイらによれば、「発展を最優先課題とする価値観」（the development frame）と「村民が自己の政治的能力および地方政治に対して抱く悲観」（the pessimist frame）によって、公害被害者は

---

<sup>1</sup> Hideki Kitagawa ed., 2017, *Environmental Policy and Governance in China*, Springer Japan、知足章宏『中国環境汚染の政治経済学』（昭和堂、2015年）、北川秀樹編著『中国の環境法政策とガバナンス—執行の現状と課題—』（晃洋書房、2012年）など。

<sup>2</sup> Benjamin van Rooij, Anna Lora Wainwright, Yunmei Wu, & Yiyun (Amy) Zhang (2012), “The Compensation Trap: The Limits of Community-Based Pollution Regulation in China”, *Pace Int'l L. Rev.* 29(3), pp.701-745.

「見舞金の罫」に自ら嵌まってゆき、環境汚染やそれによる悪影響にも沈黙を守るようになるという<sup>3</sup>。

ファン・ローエイらが言う「村民が自己の政治的能力および地方政治に対して抱く悲観」については、いわゆる「癌の村」などでヒアリングをした際に筆者が得た感覚と一致する。しかし、ではなぜ公害被害者は「自己の政治的能力および地方政治」に悲観的になるのか。ここで紹介する董剣（主編）『環境保護案例解説与評析』（知識産権出版社、2015年）は、ファン・ローエイらが答えていないこの問いについて多くの示唆を与えてくれる。この図書は、中国のインターネットやSNSで発信された情報について、中国の環境NGOやボランティアがヒアリング調査等を行ってまとめたものである。本文で紹介するケースの概要から推察されるであろうが、昨今、この類の図書を中国で探すことはますます困難になってきており、その意味で貴重な資料と言える。ここでは、この図書のなかから筆者が注目したケースを9つ取りあげ、その概要を紹介し最後に簡単なコメントを付す。このような性質から、本稿は論文ではなく資料または研究ノートに分類されるべきものと思われる。

なお、この度ご退職された太田斎先生とは、ご専門である中国語に関すること以外にも、中国の政治、経済、社会問題などについてよく議論を交わしたが、太田先生の視野の広さと知識の豊富さに驚かされた。ゼミ生の論文指導でも特にお世話になった。ここに心から感謝の意を表したい。

## 2. ケースの紹介

### 2.1

係争地：湖南省長沙市望城区丁字湾

原因企業：湖南晶天科技実業有限公司（略称：晶天科技）

執筆：鄭琪

ケースの概要：

原因企業である晶天科技は、地元政府の誘致によって丁字湾に移転し2001年から生産を始めた。主要製品はニンニクエキスとフマル酸鉄(Iron fumarate)で、ニンニクエキスは主に豚の飼料への添加剤として広く使用されているが、微量でもその悪臭は広範囲にわたる。2002年には村民の晶天科技に対する抗

<sup>3</sup> このほか、福島香織『中国複合汚染の正体—現場を歩いて見えてきたこと』（扶桑社、2013年）、畑明郎＝田倉直彦『アジアの土壌汚染』（世界思想社、2008年）などがある。なお、公害環境訴訟の問題点、人民法院（裁判所）が訴訟を受理しない問題については、櫻井次郎「中国の公害環境訴訟」、『環境法研究』2号、169-192頁、櫻井次郎「中国における環境公害被害者救済の阻害要因についての一考察—「不立案」問題を中心に—」、『神戸外大論叢』64巻4号、97-108頁を参照されたい。

議や陳情が絶え間なく続くようになる。晶天科技の工場に最も近い陳利芳氏は常に体調がすぐれず、養魚池も損失を被っていたため、激しい抗議を繰り返すうちに「大勢の人を集めて騒ぎを起こす」という理由で警察に逮捕されたこともあるという。

2004年4月、100人以上の村民が連名で国家環境保護総局（現在の環境保護部）に投書したところ、晶天科技もようやく環境影響評価を行い、300万円（約4800万円）を投資して汚染防止措置を講じた。この結果、2005年1月に晶天科技の環境影響評価書が長沙市環境保護局によって認可された。ところが、運転を再開した晶天科技から排出される排水は以前と変わらず、相変わらず周囲の村民の生活に影響を与えていた。

2006年、陳氏の子供が知り合いの紹介を経て北京の中国政法大学公害被害者法律援助センター（CLAPV）に連絡したところ、翌年の5月、センターの協力で晶天科技の排水口下流の水質、周辺の土壌、および村民の飲用水に対する検査が行われた。その結果、排水口から200メートル下流でもpH、クロロプロペン、硫化物、および化学的酸素要求量（COD）の値が基準を超過しており、特にCODについては最も高い場所で基準の150倍以上であった。また、排水口近くの土壌については、検査対象となった5つの指標すべてで基準を超過しており、特に総ヒ素の値は基準の15倍以上であった。人々の関心が高まるにつれてメディア記者の取材も増えていったが、現地のメディアでこの問題を報道したものはなく、記事が組まれたのは全国レベルの『中国経済時報』と『法制日報』のみであった。

陳氏ら村民は上記のCLAPVの支援のもと民事訴訟を提起したが、法院は管轄権の問題などを理由に訴状を受け取らず、いくつもの法院を回ったが結局どの法院にも受理されなかった。弁護士との相談のもと、工場を直接訴える民事訴訟は諦め、環境保護局による環境影響評価の許認可手続きの瑕疵を問う行政訴訟を提起した。すると、この行政訴訟は長沙市芙蓉区人民法院によって受理された。訴訟準備のためにさまざまな証拠を収集する過程で、晶天科技の責任が更に明らかになっていき、これらの資料は法院にも提出された。しかし、2009年10月22日に出された判決は、環境影響評価の「質の悪さ」は認めたが、環境保護局が認可した行為については瑕疵がないとしており、行政訴訟は敗訴に終わった。この行政訴訟の後も陳氏はあきらめず、収集された証拠をもとに民事訴訟を提起しつづけたところ、2012年に晶天科技は工場の湖南省瀏陽市永安県への移転を決めた。

この丁字湾における環境紛争は、紛争の原因となっていた工場の移転によって終わりを告げるが、工場の移転先の地域では環境問題に関する苦情が急

増しているという。

## 2.2

係争地：北京市密雲県大辛庄村

原因企業：凱比（北京）制動系統有限公司（略称、凱比公司）

執筆：林吉洋

ケースの概要：

劉玉英氏は退職後にネットカフェを営んでいたが、2010年4月、北京近郊に農地を購入して農業を始めることにした。ところが、購入した農地は工業廃棄物が頻繁に不法投棄される場所であった。不法投棄された廃棄物を調べたところ、それらの一部が凱比公司に由来するものであることが判明した。この企業は韓国企業の北京支社であり、主要製品の自動車ブレーキパッドは北京現代汽車集団などの車メーカーに納品されている。廃棄物にはブレーキパッド半製品とともに大量の黒色の粉が含まれていた。専門機構に調査を委託したところ、それらには高濃度の銅、および国家危険廃棄物リストに列挙されているアンチモンが含まれていることが判明した。

劉氏はこれらの事実をもとに凱比公司と交渉に臨んだが、全く相手にされないばかりか身の危険を感じるほどの脅迫を受けた。その後、環境保護局への苦情を申し立てたが取り合ってもらえなかったため、密雲県人民法院に提訴した。2012年12月17日に同法院より送達された判決は、密雲県環境保護局の土壤検査報告書、すなわち「凱比公司は違法に廃棄物を投棄したが、土壤は汚染されていない」という見解が示された報告書を根拠として、原告の訴えを棄却するものであった。

劉氏はすぐに北京市第二中級法院に上訴したが、同時にネットでこの問題を暴露し始めた。この情報に目を付けた『新京報』の記者が早速取材に訪れると、劉の事件は2013年4月1日付の一面で大きく取り上げられることとなった。すると、4月3日の早朝7時前、北京市第二中級法院の職員が4名の警官を連れて劉氏の自宅に判決書を届けに来た。判決書は劉氏の敗訴を告げると同時に、劉氏が申し立てた廃棄物の「証拠保全」の訴えも効果を失うと宣告していた。すると、その日のうちに密雲県環境保護局が委託した廃棄物処理業者が劉氏の農地に集結し、劉氏が証拠保全を求めている不法投棄廃棄物をすべて綺麗に「掃除」してしまった。

劉氏がこの顛末をSNSに掲載すると、北京市に事務所を持つNGOが劉氏を支援して持ち去られた危険廃棄物の移転・処理情報の公開を求める行政訴訟を提訴した。この訴えの一部は認容されたものの、劉氏の農地の汚染除去

については望ましい結果が得られていない。

### 2.3

係争地：河北省唐山市曹妃甸区柳贊鎮

原因企業：中国海洋石油集团有限公司、コノコフィリップス（康菲石油公司）

執筆：邵文傑

ケースの概要：

張希増氏らは、唐山市曹妃甸区の渤海沿岸でエビやナマコ、フグなどを養殖する漁民である。中国海洋石油総公司およびコノコフィリップスが共同開発する渤海蓬萊 19-3 油田は、渤海海峡の大連と蓬萊のちょうど中間あたりに位置し、唐山市曹妃甸区は油田から西方に渤海を横切った先の天津港の北側にある。渤海蓬萊 19-3 油田で 2011 年 6 月に石油漏出事故が発生すると、漏出した油は満ち潮に乗って曹妃甸区に到り、漁民が養殖する海産物に大きな被害をもたらした。

2012 年 1 月 25 日、中国海洋石油総公司およびコノコフィリップスは農業部、および関係する省に計 13.5 億元の補償金を支払うことに合意する。そこには河北省と遼寧省の漁業資源に対する補償も含まれていた。さらに両社は、同年 4 月 27 日に国家海洋保護局に対して海洋生態系の損失と環境保護への責任として 16.83 億元を支払うことで合意した。

このような合意に先立ち、曹妃甸区の北隣の楽亭県では 29 戸と 107 戸の漁民が漁業被害に対する賠償金、それぞれ約 2.3 億元、4.9 億元の支払いを求めて天津海事法院に提訴し、これらはともに受理されていた。

果たして、漁業被害者への補償金配分を含む調停手続が農業部によって始められると、楽亭県の漁民はこの調停に呼ばれて補償金が支払われたのに対して、隣接する曹妃甸区の漁民はこの調停に呼ばれず、補償金について農業部と交渉することすらできなかった。その後、曹妃甸区の漁民は行政不服審査請求の手続きを進めたが、2014 年現在、補償金は支払われていない。

### 2.4

係争地：広東省広州市

執筆：趙亮、陳立雯

ケースの概要：

2012 年 7 月 20 日、北京の環境ボランティア・陳立雯氏が広州市環境保護局のウェブ情報サービスを利用して、広州市で度々汚染事故を発生させてい

る廃棄物処理施設（李坑ごみ焼却所）の環境影響評価書および同施設の排ガス記録の情報を公開するよう申し立てた。政府情報公開条例によれば、政府は請求を受理した日から起算して 15 就労日以内に回答しなければならないが、期限が過ぎても広州市政府からは何の音沙汰もなかったため陳氏がメールで回答を促したところ、8 月 31 日付けの文書（以下、「8・31 回答」と呼ぶ）が広州市環境保護局より 9 月 4 日に送付されてきた。

送付された 8・31 回答には環境影響評価書が含まれておらず、排ガス記録も請求した期間の一部の記録しかなかったため、陳氏は 10 月 30 日に広州市越秀区人民法院に情報開示決定の見直しを求める行政訴訟を提起し 11 月 8 日に受理された。翌年 1 月 18 日に開かれた口頭弁論において、原告が「生活ゴミ汚染抑制標準」の規定に依れば公開すべき排ガスのデータは 10 種類あるにもかかわらず、なぜ 4 種類しか公開されていないのかと質問したところ、広州市環境保護局は「習わし」（原文では「約定俗成」）に照らせば「煤塵、窒素酸化物、二酸化硫黄、リンゲルマン濃度」を測定することになっている、と答えている。また、環境影響評価書については環境保護局に公開する職責は無い、という答弁であった。

中国では廃棄物焼却施設に反対する住民デモが各地で頻発しているが、その背景には行政による情報管理やその公開手続の問題があることを示すケースと言える。

## 2.5

係争地：内モンゴル自治区シリングル盟東ウジムチン旗

原因企業：東ウジムチン旗淀花板パルプ工場

執筆：鞠秀玲

ケースの概要：

原因企業の東ウジムチン旗淀花板パルプ工場は、シリングル盟政府の誘致により河北省保定市安新県から移転した工場である。誘致されたパルプ工場の所在地は、もともと経営不振に陥った国有パルプ工場の跡地であるが、その跡地の利用についてシリングル盟経済局と河北省の製紙工場経営者・孫氏との間で 2000 年 3 月から 2014 年 12 月までの長期にわたる賃借契約が結ばれた。工場は 2000 年 8 月から運転を始めたが、2001 年 12 月には工場廃水のため池から廃水が漏出し、周囲の草原を広範囲にわたり枯死させ、そこで放牧をしていた牧畜民に大きな被害をもたらした。被害を受けた牧畜民が調べたところ、環境影響評価は実施されておらず、そもそも排水処理すらされていない廃水が直接牧草地の窪みに垂れ流されていた。

牧畜民は工場経営者に被害の補償と操業の改善を求めたが聞き入れられず、地元の環境保護局にも取り合ってもらえなかった。困った牧畜民は民事訴訟で賠償を求めることにした。牧畜民の訴えが東ウジムチン旗中級人民法院によって2002年9月28日に受理されると、この事件は徐々にメディアの注目を集めるようになり、中央テレビ局は2003年の年初に重大ニュースとして報道した。訴訟を受理した中級人民法院は高級人民法院に伺いを立てたうえで、2004年8月9日にようやく判決を下した。判決では、原因企業に対して計29,926元、東ウジムチン旗政府に対して52,230元の賠償を命じたが、これらの金額は原告の請求額である105万元(約1700万円)に遥かに及ばない額であった。

## 2.6

係争地：河北省廊坊市大廠回族自治県大廠夏墊鎮

原因企業：天津市金銘公司(圧延工場)

執筆：邵文傑

ケースの概要：

天津市金銘公司是亜鉛メッキなどの工程を含む圧延工場で、2000年から操業している。この工場から25メートルの距離に住む馮軍氏には2人の娘がいた。馮氏は1998年に北京から河北省の大廠夏墊鎮に引っ越した際、近くに深さ40メートルの井戸を掘った。その後、金銘会社が操業を始めると井戸の西側から流れてくる廃水には鼻にツンとくる強い刺激臭があり、下流の尹家溝の魚は見られなくなった。2006年、住民の強い要求を受けた金銘公司是「密閉性」の排水管の設置を約束したが、完成した排水管は赤レンガが積み重ねられただけのものだった。2006年3月、長女が白血病を発症したため馮氏が地下水の水質を調べたところ、1998年にはすべて基準値以下だったにもかかわらず、ヒ素とマンガンが基準の3倍を超えていた。慌てた馮氏は次女にも検査を受けさせたが、すでに手遅れだった。長女は翌年、この世を去った。

9月、馮氏が県環境保護局に子供の病状を伝え、工場や周辺住民の井戸水の検査などを要求したところ、県環境保護局は工場に排水の測定を命じたが、測定結果はヒ素もマンガンも排出基準を満たしている、というものであった。納得できない馮氏は、ある行政職員のアドバイスに従い、環境保護局を通さずに衛生防疫センターに井戸水の検査を委託したところ、12月13日に行った井戸水検査の結果は、マンガンとヒ素がそれぞれ基準の8.2倍、1.4倍であった。なお、衛生防疫センターの職員が井戸水検査に来たのを見た金銘公司の警備員に気を失うまで殴られた馮氏は、金銘公司との交渉で医療費1万元

を受け取った。水質検査が行われた井戸はこの時に封鎖された。

2009年12月、大廠回族自治県人民法院に提訴したところ、裁判の過程で、2004年に北京大学が作成した環境影響評価報告表の内容が明らかになり、ここでは金銘会社が周囲の環境に与える影響は非常に小さいとされていた。また、2006年12月と2008年11月には県環境保護局が専門機関に委託して排水調査を実施していたが、金銘会社の排水はヒ素もマンガンも飲用水の基準を超えていないとされていた。結局、金銘会社の廃水と馮氏の地下水汚染との因果関係は認められず、地下水汚染と白血病との因果関係も明らかではないとされ、馮氏の訴えは棄却された。一審判決後、馮氏は廊坊市中級法院に上訴したが、一審をなぞるような判決であった。

その後、馮氏は同じ村に住む住民に聞き取り調査をし、数年内に23名が癌で死亡していることを知った。馮氏はメディアに訴え、地元政府や北京の中央政府への陳情を始めたが、陳情を繰り返すうちに警察に拘束されるようになり、住民への聞き取り調査の際に見知らぬ人から暴力を受けるようになった。

## 2.7

係争地：海南省

執筆：鞠秀玲

ケースの概要：

2012年4月10日、海南省林業局を退職したばかりの劉福堂氏は、イギリスのガーディアンと「中外対話」（英語と中国語で中国の環境問題を中心に独自のニュースをウェブ公開している民間組織、本部はロンドン）が主催する中国最佳環境報道賞を受賞した。主な理由は、中国国電集団が海南省西部に計画していた石炭火力発電所に対する住民の反対運動の経緯を、微博（中国版ブログ）で詳細に伝えたことにある。劉氏が受賞する直前には、約6000人の住民と約3000人の警官とが衝突して双方にけが人が出るほど反対運動は過熱していた。劉氏のブログは、事件の真相を一般の人々が知るうえで貴重な役割を果たした。

劉氏の経歴を簡単に紹介する。1947年河北省生まれ、北京黄村林校を卒業後、東北航空護林局に配属される。広東省海南行政区が海南省となった1988年より海南省森林防火オフィス勤務となり、1992年に主任となる。海南島における森林行政の実効性を高めるため、ヘリコプターに自分の体を縛りつけて森林全体の航空写真を撮るなど、海南省の森林保護への思いは強く、各地の森林ボランティアからも頼りにされていた。このような劉氏をめぐる状況

は、海南省における観光開発の進展により徐々に変化する。

2007年7月、森林資源の喪失を懸念した海南省人民代表大会は、全省における森林資源と法の執行状況について大規模な調査を実施すると宣言し、中央のメディアと現地のメディアにも全行程における取材を要請した。その結果、2000年以降に海南島の総面積の約5パーセントにあたる計100万ムー(約6.67万ヘクタール)以上もの原生林・二次林が失われていることが明らかとなった。この調査をきっかけに、劉氏は「生態闘士」として全国的知名度を得ることになる。この後、劉氏は森林の危機と保護の重要性をより多くの人々に伝えるため、書籍の発行を企画するが、国内の出版社は「内容が敏感すぎる」と引き受けなため、仕方なく香港の出版社から出版することにした。

2012年4月に住民と警察との大規模な衝突事件があった後、中国国電集団は石炭火力発電所の建設場所を2キロほど北に移動すると発表し、反対運動は一時的に静まったが、劉氏はブログを更新し続けていた。すると9月19日、劉氏は突然、公安(警察)に逮捕された。海口市龍華区検察院によれば、国内で許可されていない印刷物を違法に販売した劉氏の行為が、刑法225条に違反し「違法経営罪」にあたるという。香港で出版された書籍を許可なく中国国内で販売した行為が咎められたことになる。12月5日、懲役3年、執行猶予3年、罰金1.6万元の判決を言い渡されたが、劉氏は上訴しなかった。

留置中に体調を崩した劉氏は、持病を再発させ司法病院に収容され精神的に不安定になった。出版された書籍は劉氏が森林保護への関心を高めるために出版したもので収益目的はなく、出版費用が印税の倍以上であった。さらに劉氏にとって驚きであったのは、これまでに政府関係者を含む多くの人々に書籍を贈呈してきたが、その際、感謝や励ましの言葉をもらうことはあっても、その行為の違法性について指摘されたことは一度もなかったという。拘束を解かれた後、劉氏はメディアの取材を受けなくなり、ブログも更新されなくなった。

## 2.8

係争地：河南省鄭州市滎陽市豫龍鎮西張寨村(滎陽市は県クラスの市)

執筆：趙亮

ケースの概要：

豫龍鎮西張寨村は鄭州市の西の郊外にあり、2004年ごろから化学工場が増え始めた。化学工場からの排ガスや排水の臭いが村にたちこめ、農作物が育たなくなり、養殖池の生き物も姿を消した。しかし、村民が村の書記や村民委員会の幹部に苦情を訴えても相手にされない。陳情を繰り返していた侯帥

氏は、2005年に村民委員会の選挙が行われる際、選挙権を認めないと告げられた。

侯氏は一時政府への訴えを諦めるが、2007年に起こった化学工場の爆発事故で死傷者が出た後、耐えられずに陳情を再開した。その後、侯氏の生活は大きく変化する。2008年6月、地元の海藍徳公司による違法な汚染物質の排出行為を河南省環境保護局に告発したところ、公司是政府から処罰を受けたが、環境保護局が告発者である侯氏の名を企業に漏らしたため、侯氏は企業から脅迫を受けるようになった。同年9月、同じく海藍徳公司が環境影響評価において虚偽の報告をしていることを鄭州市環境保護局に告発すると、侯氏はさらに大きなダメージを受けることとなる。

告発の次の日、鄭州市環境保護局の下の滎陽市環境保護局の職員から侯氏に電話があり、あるホテルで海藍徳公司の汚染問題について海藍徳公司も呼んで協議するという。侯氏がそのホテルに着くと、カフェのカウンターの内側にいた海藍徳公司の職員がカウンターに札束をばら撒いた。侯氏は受け取らなかったが、すぐに公安（警察）がやってきて派出所に連れて行かれた。派出所では何度も殴られ、左胸に全治2か月の傷を負った。法廷では侯氏の口述書の確認が拒絶され、証人も現れなかった。滎陽市人民法院は、海藍徳公司に対する恐喝未遂の罪で侯氏に懲役2年の判決を下した。侯氏が上訴した鄭州市中級人民法院においても、侯氏が要求した口述書のサインと拇印の本人確認が認められず、訴えは棄却された。

## 2.9

係争地：湖北省荊門市鍾祥市劉冲村（鍾祥市は県クラスの市）

執筆：謝新源

ケースの概要：

湖北省荊門市の鍾祥市劉冲村は、同じく鍾祥市の隣鎮の南隣にある。鍾祥市は長江支流の漢水流域にあり、その上流には南水北調で北京に水を送っている丹江口ダムがある。

隣鎮には国有のリン鉱区があり古くからリンの採掘をしていたが、選鉱等の作業は他の地域で行っていたため目立った被害はなく、しかも周囲の住民のほとんどは鉱区の作業員かその家族であったため、住民と鉱区との関係は悪くなかった。しかし、鉱区の国有企業が撤退した後、その施設が地元の村民に払い下げられ、民営の大生化学工場として硫酸とリン酸2水素アンモニウムの生産を始めた2008年ごろから、周辺の農家に大きな被害をもたらすようになった。特に工場に最も近い劉冲村の被害は大きかった。主な原因物

質は、排ガス中の二酸化硫黄およびフッ化物、ならびに排水および廃棄物中のヒ素であった。

村民の度重なる苦情を受け、劉冲村の党支部書記と党政法主任はようやく調停にのりだし、2011年の5月から6月にかけて工場と10数名の村民との間に補償金支払いに関する協定書を結ばせた。しかし、大生化学工場はその年の補償金の支払いに応じたあと、翌年以降の支払いには応じなかったため、村民は2012年9月24日、北京に陳情に出かけた。すると、住民のなかの中心人物2人が鍾祥市公安局に恐喝罪の疑いで逮捕されるに至った。困惑した村民は、環境関係の公益弁護士（曾祥斌氏と張丹傑氏）を探し出し弁護を依頼した。曾氏らが事実関係を調べると、大生化学工場が環境保護局から改善勧告や指導を受けていながら、全く改善措置を講じておらず、周囲の環境を汚染し続けていることが明らかとなった。

二人の弁護士がこれらの問題を微博などで公開すると、このケースは徐々に注目を集めるようになった。結局、判決を引き延ばしていた鍾祥市人民法院は、湖北省高級人民法院に伺いを立てたうえで、2013年8月、住民を不起訴処分で釈放した。

### 3. コメント

ここで紹介したケースは、董劍（主編）『環境保護案例解説与評析』の解説の概要に過ぎず、しかもここで紹介していない残りの半分には、中国の公害現場で暮らす人々の現状を知るうえで貴重な情報が含まれている。これらの情報を全て整理して、最新の情報を追加して紹介したいと思いつつ、すでに本の出版から3年が過ぎてしまった。今回、その一部の概要のみでも紹介すべきと思い、本稿の執筆に至った。

この図書を主編している董劍氏は、天津で環境NGO「緑領」の主任を務めている。大阪に招いて講演して頂いたこともあるが、当時20代半ばにもかかわらず落ち着いた雰囲気、会場からの質問に即座に明快に答えていたのが印象的だった。董劍氏だけでなく、近年、中国の環境NGOには大学を出たばかりかそれに近い年齢で活発に活躍している人が多い。彼らの活躍により、本書の発行が可能になったことは指摘しておかねばならない。

最後にここで紹介したケースで起きている現実を理解するうえで重要だと思われる社会的背景について2点述べておきたい。まず、本文で登場した工場などの生産手段を所有している人・団体は、その地方で政治的権力を持っているか、政治的権力を持っている人と何らかの「関係」を持っている。従って、そのような政治的資源を持たない被害者が、苦情や陳情を申し立てて

も相手にされないのは、決して偶然ではない。

次に、ここで紹介した図書には「公検法」という単語が何度も出てくるが、これが意味するものも重要である。これは「公安（警察）」、「検察」、「法院」が共産党の政法部門のもとで一体となっていることを示す言葉である。係争案件が社会の安定に影響を与え得ると地方の党委員会が判断すれば、その指導は党の政法部門を通じて「公検法」においても貫徹される。そのような指導がなされている限り、「法院」に独立した判断は期待できない。

**Keywords:** 中国 環境 公害 紛争